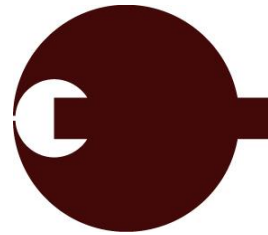


新規事業者説明会資料

# 介護保険サービスと事業者



奈良県 介護保険課 介護事業係

# TOPICS

- ◆ 介護保険制度について
- ◆ 事業者に求められること
- ◆ 各種届出

Chapter.1

# 介護保険制度について

# 制度の目的

## 加齢に伴う必要な介護サービスの提供

- 介護サービス…入浴・排泄・食事などの介護、機能訓練、医療的なケア
- 基本理念：介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援すること

# 制度である理由

## 公平な負担で支える仕組み

- 誰にでも起こり得る介護問題を、自己責任の原則と社会的連帯の精神に基づき全国民で公平に制度を支えている
- ↓
- 国民は費用を公平に負担する義務を負う
- ↓
- 利用者に対する適切な介護サービスを確保し、不適切な給付を削減すること（＝介護給付の適正化）が求められている  
行政も事業者も持続可能な介護保険制度を構築しなければならない

# 費用の負担構造 (サービス費7～9割の保険給付分)

## 公費50 : 保険料50

### 公費の内訳

国25% (施設系は20%)

都道府県12.5% (施設系は17.5%)

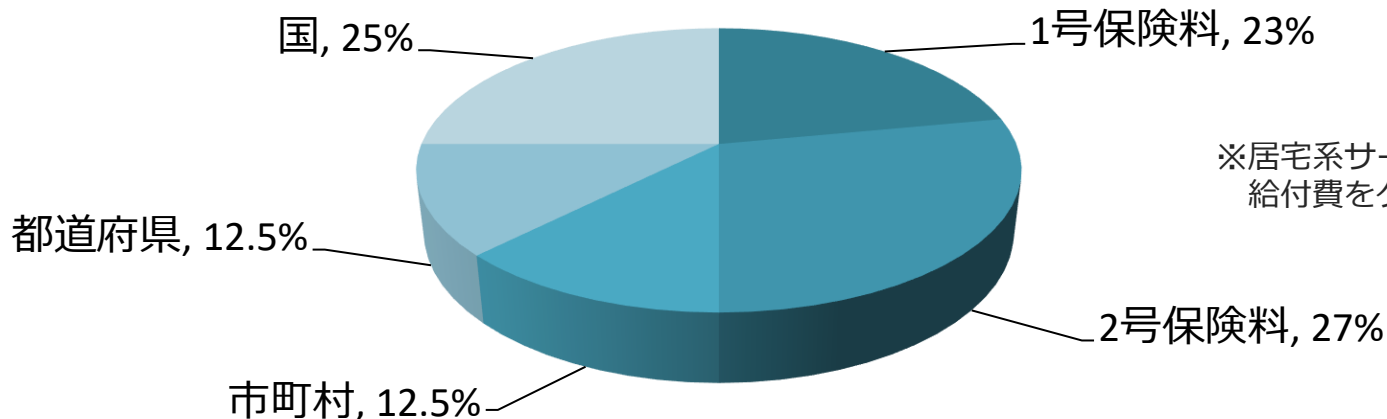
市町村12.5%

### 保険料の費用

1号被保(65歳以上)23%

2号被保(40~65歳未満)27%

※第8期計画期間の率



Chapter.2

# 事業者に求められること

# 介護保険法上の事業者の位置付け

## 指定権者が指定(許可)する者

- 市町村（保険者）は、指定又は許可を受けた事業者から、当該市町村の被保険者がサービスを受けたとき、その費用を支給する  
（＝介護報酬）
- 指定又は許可の効力は、**6年**ごとにその更新を受けなければ、効力を失う  
※更新手続は6年経過までに



# (参考) サービスと指定権者

サービス	指定権者
居宅サービス 施設サービス 介護予防サービス	奈良県 (事業所所在地が奈良市であれば、奈良市)
地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス 居宅介護支援事業所	事業所所在地市町村

# 事業を行うということ

## 正しくルールを守る組織づくりが必要

- 法人格管理 | 登記、取締役会
- 雇用管理 | 募集契約、育成
- 財務処理 | 資金調達、経理、納税
- 各種許認可 | 指定含む etc...

多様な業務



等々

多くの利害関係者

が発生する

〔法令遵守とリスク管理〕

利害関係者に対する説明責任が求められる

事業所・従業員を守るため、関係法令のみならず、社会通念や一般常識にも精通した事業運営が必要

# 介護保険における法規制

## 基準の遵守・調査協力・処分

① サービスに関する基準の遵守

② 調査協力

指定権者又は保険者に対する関係書類の提示、  
事業所への立入検査、勧告・命令等

③ 処分

指定の取消・効力停止、  
取消し事由となった不正行為に組織的関与が確認された場合  
における連座制の適用

**適正に運営できることが要件 = できなければ規制を受ける**

**事後規制**

# 事業者に求められること①－1

## 基準の遵守

- 厚生労働省令を元に、サービス毎の指定権者が条例により定める  
人員・設備・運営に関する基準を常に満たさなければならない
- 悪意なく、うっかりでの法令違反も許されない
- 人権に直結する運営の基準は一律
  - ①内容及び手続の説明と同意 ②提供拒否の禁止
  - ③身体的拘束等の禁止 ④秘密保持等
- 参考資料：赤本・青本、介護保険課HP、ワムネット

# 事業者に求められること①-2

## 要件から趣旨を読み取り対策する

例（通所介護 | 衛生管理等）

～～利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

～～感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

基準では必要最低限の衛生管理について規定しているものであり、細かい数値や手続きについて明記はない

しかし、万一のことがあって管理上の不備が認定されれば、責任を追求されるリスクはある

基準要件は、記載事項を満たす中で、

「何を守らなければならないか」を考え、対策する！

（※例の場合、人命、健康及び事業所自身）

# 感染症対策のご案内

感染症対策トップ →

## 新型コロナウイルス感染症対策等について

- ▶ [高齢者施設における感染対策教材等について](#)
- ▶ [新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業](#)
- ▶ [厚生労働省発出の関連通知等（厚生労働省HP）](#)
- ▶ [人員基準等の臨時的な取扱いについて](#)
- ▶ [新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応](#)

コロナ対策マニュアル→

## 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和4年3月改訂版）

<令和4年3月22日 公開>

**入所系施設の感染対策の決定版！**

施設内にウイルスを「持ち込まない」、そして、仮に持ち込まれても「早期発見・拡大防止」するために、施設職員に実施していただきたい感染対策を「平時」と「感染発生時」に分けて示しています。

また、**通所系施設に必要な感染対策も網羅**されましたので、ぜひご活用ください。

（奈良県立医科大学 感染症センター 笠原教授 監修）

### 改訂版のポイント

- (1) 令和3年8月4日に公開した動画付き教材「社会福祉施設コロナ感染対策「こんな時はどうする？」解説集」を合体させ、この解説集にはなかった、施設における生活場面ごとの「平時」の感染対策についても加筆。
- (2) 「感染発生時」の最低限の初動対策を端的に確認できるチェックリストを掲載。  
(オミクロン株が席巻した第6波において活用したもの)
- (3) 第6波までの状況を踏まえ、冒頭で「最も危険な場面＝マスク無しの対面」であり、  
最たる例が「集合での食事」である点明記。  
★部屋食困難な場合でも、距離確保&対面席配置の見直しで代替可能です。
- (4) 最新の情報に更新（面会原則自粛の廃止等）、加筆（送迎の追加等）

⇒ [こちらからどうぞ](#)（PDF冊子）

マニュアル内の調査票等のWordデータは [こちら](#)

# 厚生労働省HPのご案内

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

見出し欄・・・→

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Health, Labour and Welfare. The search bar contains the text 'Google カスタム検索' and '検索'. Below the search bar, there is a navigation menu with the following items: 'テーマ別に探す', '報道・広報', '政策について', '厚生労働省について', '統計情報・白書', '所管の法令等', '申請・募集・情報公開'. The main content area displays the search results for '介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ'. The title is underlined in red. Below the title, there is a list of links to PDF documents, with the first link '介護現場における感染対策の手引きなど' circled in red.

- ・ 上記URLの他、「厚生労働省 感染症対策ガイドライン」等で検索
- ・ ページ右下、「介護現場における感染対策の手引きなど」に感染対策マニュアルがあります

The screenshot shows a list of search results for '介護現場における感染対策の手引きなど'. The results are as follows:

- ▶ PDF 介護現場における感染対策の手引き [PDF形式: 13.1MB]
- ▶ PDF 介護職員のための感染対策マニュアル (施設系) [PDF形式: 4.2MB]
- ▶ PDF 介護職員のための感染対策マニュアル (通所系) [PDF形式: 4.7MB]
- ▶ PDF 介護職員のための感染対策マニュアル (訪問系) [PDF形式: 3.5MB]
- ▶ PDF 感染対策普及リーフレット [PDF形式: 2.6MB]

# 事業者に求められること②

## 地域に受け入れられる

- **地域包括ケアシステムの構築**

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実

- 高齢化の進展には大きな地域差があり、地域の特性に応じて構築
- 利益を出すことと地域に受け入れられることの両立
- 職員研修や能力開発にも積極的に取り組み、企業としての魅力を高め、人材確保につなげる



# 事業者に求められること③

## リスク管理と苦情処理

- 事業を行う中で顕在化するリスクはごく一部分。  
リスク発生の要因となる潜在化した仕組みや  
組織風土を変える取組が重要。
  - 事業が順調で利害関係者が増えるほど、苦情が発生する要因が増加し、発生を防ぐことは極めて困難。  
悪化させないノウハウを磨く。
- 苦情処理マニュアル・事故対策マニュアル等を普段から整備することは、非常に効果的。**

# MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

Chapter.3

# 各種届出

# 介護保険課 H P のご案内

<https://www.pref.nara.jp/11982.htm>

見出し欄 . . . . . →

各ページリンク欄 →



・ 県公式 H P トップページからは

[県の組織 > 福祉医療部 医療・介護保険局\_介護保険課]

・ 新着情報には、イベントや周知事項、コロナ情報を日付順に掲載

・ 各種の届出案内等については、主に、各ページリンク欄の「**2 介護保険サービス施設、事業所の方へ**」の項目に掲載

# 業務管理体制の届出①

○どのような届出か

→法人の中で法令遵守責任者は誰か？等

事業所数 ※医療みなし除く	届出内容		
20未満	法令遵守責任者の選定		
20以上100未満	法令遵守責任者の選定	法令遵守マニュアルの整備	
100以上	法令遵守責任者の選定	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守に係る監査

○いつ出すか

→事業を始めようとするとき、  
届出内容に変更があったとき

# 業務管理体制の届出②

事業者の区分	届出先
①事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在	厚生労働大臣
②事業所が2以上の都道府県に所在 かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在	(主たる事務所の所在地の) <u>都道府県知事</u>
③事業所が同一指定都市内にのみ所在 又は、同一中核市内にのみ所在	指定都市の長 中核市の長
④地域密着型サービス(予防含む)のみを行う かつ、事業者が同一市町村にのみ所在	市町村長
⑤ ①～④以外	<u>都道府県知事</u>

# 変更届

○どのような届出か

→事業所や法人の名称・所在地の変更、  
法人代表者・管理者・サ責・ケアマネの変更、  
運営規程の内容変更、等

○いつ出すか

→変更後10日以内

※事業所の所在地変更や増築、定員の変更など、  
面積要件のあるものは、要事前相談

# 体制届

## ○どのような届出か

→事前に届出が必要な加算を算定する場合

## ○いつ出すか

居宅系サービス→算定開始月の前月15日まで

施設系サービス→算定開始月の初日まで

(例) 5月から算定したい!

居宅→4月15日まで

施設→5月1日まで

※上記以外の届出期日となる加算もあります

(ADL維持等加算、事業所評価加算など)



# 介護処遇改善加算

○どのような加算か

→介護職員の賃金の改善を目的とした加算

年度ごとに「計画書」と「実績報告書」を提出

○いつ出すか

計画書            2月末頃

実績報告書      7月末頃

※毎年HPに提出期日を掲載

# 介護サービス情報公表システム

○どのようなものか

利用者が、数多くの介護サービス事業者から、自分の必要や希望にあった事業者を選択するために、情報を公表するもの

○いつ出すか

- 県からIDとパスワードを通知  
(提出期限は通知に記載)
- インターネット上で、事業所の基本情報と運営情報を登録していただきます

# 指定更新、休廃止

## 指定更新

- ・ 指定有効期限（6年）が切れる年に申請
- ・ 通知を郵送してお知らせします

## 休止・廃止

- ・ 休廃止する日（最終営業日）の1ヶ月前までに届出
- ・ 休止期間は原則1年間

# 事故報告

○サービス提供により事故が発生した場合には、市町村（保険者と所在地市町村）、利用者の家族、担当のケアマネージャーに連絡をとらなければならない

（併せて、県にも報告すること）

○市町村への報告が必要な事故

- サービス提供時の利用者の事故等  
（日常生活に大きな支障のないものは報告不要）
- 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの
- 火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等
- 感染症や食中毒の集団発生等（保健所へも速やかに報告）

# 関連部署一覧（奈良県庁内）

担当部署名	キーワード
介護保険課 介護事業係	介護保険サービス事業所・施設の指定基準、加算、介護保険法
介護保険課 施設整備係	施設の整備、補助金、老人福祉法
介護保険課 介護計画係	高齢者施策に関する計画、要介護認定調査員研修
長寿・福祉人材確保対策課	ケアマネ研修、喀痰吸引、認知症介護研修、人材確保補助金、事業所認証制度
地域包括ケア推進室	地域包括ケアシステム、認知症、高齢者虐待防止
監査指導室	運営指導、監査
地域福祉課	生活保護
住まいまちづくり課	※サ高住

※サ高住のうち、介護保険課の所管である「特定施設入居者生活介護」は介護事業係へ、上記以外で①入浴、排泄又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事の供与、④健康管理の供与、のいずれかを提供するサ高住は施設整備係へ

# 関連団体一覧①（奈良県庁外）

団体名	キーワード
市町村介護保険担当課 市町村地域包括支援センター	地域密着型サービス、 居宅介護支援事業所、総合事業
奈良市介護福祉課	所在地が奈良市の 介護サービス事業所・施設
国民健康保健団体連合会（国保連）	介護報酬請求事務、 介護サービス苦情相談
労働局	労災・雇用保険、労働安全衛生、 労働条件、雇用対策
介護労働安定センター	雇用管理、職業能力開発

# 関連団体一覧②（奈良県庁外）

団体名	キーワード
近畿厚生局	保健医療機関、診療報酬
近畿運輸局	タクシー業許可 (通院等乗降介助含む)
保健所	食品衛生、感染症予防、難病相談、 病院・診療所の開設
消防署	火災予防、消防法令
建築課 (土木事務所または市役所)	建築基準法、開発行為

より良い介護保険制度の推進に  
ご協力よろしく申し上げます

